

労働安全衛生法に基づく特別教育に係る

修了証の再交付・書替えについて

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部大分職業能力開発促進センター（以下、当機構）は、職業訓練の一環として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「特別教育」を実施しています。

平成26年から、労働安全衛生規則第38条により、「特別教育」の記録の保存について、3年間と変更されたことに対し、当機構では、「特別教育」の修了台帳の保存期間を5年間としたことに伴い、**特別教育修了者に対する修了証の再交付等の申請の有効期間を初回修了証発行から5年間とし、この期間を過ぎた申請につきまして再交付等はありません**のでご注意ください。

なお、この変更は、「特別教育」は事業主が労働者に危険・有害な業務に就かせる際に行わなければならないものであり、危険有害な業務に係る取扱い方法や科学的理論は、時代の経過とともに変化することから、事業主の指示のもと改めて特別教育を受けた方が適切であるとの趣旨によるものです。

何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

変更後

実施した「特別教育」に係る修了台帳の保存期間：5年

【お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部
大分職業能力開発促進センター

大分市皆春1483-1

TEL：097-529-8615